

# にしかづら

2015  
September  
No.464  
平成 27 年

9月号



## 主な内容

- マイナンバー制度について ······ P 2
- 家屋調査にご協力を ······ P 3
- 農地転用について ······ P 4
- 子育てセミナー・後期高齢者医療限度額適用 ··· P 5
- 国民年金のお知らせ ······ P 6
- 青少年育成町民会議体験ツアー報告 ······ P 7
- 災害時要援護者名簿への登録 ······ P 8
- インフォメーション ······ P 9・10
- 行事予定・慶弔 ······ P 11
- キッズブログ ······ P 12・13
- フォトニュース ······ P 14

## 人口と世帯

平成 27 年 8 月 1 日現在

男	2,222 人 (+3)
女	2,309 人 (-7)
合計	4,531 人 (-4)
世帯	1,532 世帯 (±0)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

# マイナンバー制度が10月5日より始まります！

現在、国・県・町では、10月5日のマイナンバー制度開始に向け、様々な準備をすすめています。  
マイナンバーを活用できるように次の内容をおさらいしましょう。

## 1. 住所確認《9月末までに確認!!》

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意下さい。

## 2. 書留の中身を確認《10月から12月の間に届きます》

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③ 説明書      ※「通知カード」は大切に保管してください。  
                 ※「通知カード」と「個人番号カード」は別のものです。



マイナンバー

## 3. 個人番号カードを申請

「個人番号カード」を申請しましょう。申請方法は主に3種類あります。

- |           |  |
|-----------|--|
| ①郵送で申請    | 「個人番号カード」の申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ                     |
| ②オンラインで申請 | スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請                            |
| ③役場の窓口で申請 | 簡易書留で届いた「通知カード」と「申請書」を持って役場で申請（本人が申請）<br>※「個人番号カード」の申請は任意です。 |

## 4. 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、申請されたご本人が役場の窓口で受け取ることができます。

無料で受け取れます、その際には以下の3つが必要となります。

- ①「通知カード」
- ②「交付通知書」（申請後、役場から郵送で届きます）
- ③運転免許証などの本人確認書類

※申請方法によっては、郵送で「個人番号カード」が交付される場合もあります。

※初回の交付に限り無料です。「通知カード」及び「個人番号カード」の紛失等による再交付については、手数料が発生します。

※「住民基本台帳カード」は「個人番号カード」の申請もしくは交付時に回収となります。

※「住民基本台帳カード」については、「個人番号カード」の交付を受けない方に限り、有効期限まで使用することができます。

### 「通知カード」と「個人番号カード」の違い

	通知カード	個人番号カード
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーと基本4情報を券面に記載</li> <li>・顔写真なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本4情報と顔写真を表面に記載</li> <li>・マイナンバーは裏面に記載</li> <li>・マイナンバーと基本4情報をICチップに記録</li> </ul>
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請不要</li> <li>・平成27年10月から12月の間に郵送で交付</li> <li>・手数料無料（初回のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年1月以降、希望者に交付</li> <li>・窓口で本人確認を行った上で交付</li> <li>・手数料無料（初回のみ）</li> </ul>
有効期限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの交付を受けるまでの間</li> <li>・個人番号カードの交付を受けるときに返納</li> <li>・引越し等により記載内容に変更がある場合は、転入先の市町村にて、記載内容の変更を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行時の年齢が20歳以上の場合は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の場合は発行日から5回目の誕生日まで</li> <li>・引越し等による記載内容の変更は同左</li> </ul>
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関等の窓口等で個人番号の提供を求められた際に、他の本人確認書類とともに利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書としての利用</li> <li>・個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）</li> <li>・電子証明による電子申請などにおける利用</li> </ul>
本人確認の方（対面）	通知カードに加えて下記のいずれかを確認する 1. 運転免許証、パスポート、在留カードなど 2. 官公署から発行された書類等で、写真の表示があり、氏名と生年月日または住所が記載されているもの	個人番号カードのみ

## 家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っているものに課税されます。税務係では、町内の新增築家屋や取り壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも次のようなときは役場税務係に報告又は届出をお願いします。



### ★新築・増築したとき

税務係職員がお伺いして、家屋調査をさせていただきます。

\*入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえ、お伺いします。

### 〈家屋の調査方法について〉

#### ①調査日時の連絡

事前に、所有者の方に通知又はお電話にて調査日時をご連絡します。

#### ②家屋調査

調査方法は、対象家屋内の各部屋(押入・クローゼットも含む)を拝見させていただきます。

調査対象は、建物内装・屋根・外

壁等の資材や電気・給排水設備などです。

#### ③家屋評価額の算出

家屋調査後、調査した内容を国の評価基準に基づき、家屋全体の評価額を算出します。

#### ④平成28年度固定資産税に反映

算出した評価額(課税標準額)に税率1.4%を乗じた固定資産税額を翌年度から課税させていただきます。

### ★取り壊しをしたとき

家屋の一部又は全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある方は「家屋滅失届」を提出してください。

(用紙は役場にあります。)取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、届出がない場合は課税されてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。

### ★未登記家屋の所有者を変更したとき

所有者変更の届けを提出してください。(用紙は役場にあります。)この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので忘れずに届出をしてください。

問い合わせ 税務住民課税務係  
家屋担当

## 西桂町学童クラブ臨時職員募集

### 採用職種

- 放課後学童クラブ指導員 1名

### 採用資格

- 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、いずれかの資格をお持ちの方または学童クラブの仕事を希望される方

### 勤務時間

- 小学校平常時(月～金曜日) 午後3:00～7:00までの3時間～4時間
- 小学校長期休暇中(春・夏・冬休み)及び臨時休校日 午前7:30～午後7:00までの間で1日3時間～5時間程度

### 勤務場所

- 西桂小学校体育館2F多目的室

### 処遇

- 1時間750円または800円(資格により)  
(雇用保険・社会保険等なし)

### 募集期間

- 平成27年9月18日(金)まで  
業務時間中に提出をお願いします。

### 応募方法

- 履歴書(写真添付)を提出して下さい。  
受付場所 西桂町役場内(教育委員会)25-2941

## 西桂町役場臨時職員を募集します

### 採用職種

- 臨時職員 1名

### 業務内容

- 一般行政事務  
月曜日から金曜日 午前8:30～午後5:15

### 処遇

- 給料 日給:6,460円から
- 期間 平成28年3月31日まで
- その他 社会保険・雇用保険・休暇等あり

### 応募資格

- 高等学校卒業以上  
P Cの扱いに慣れた者、普通免許取得者

### その他

#### ●募集期間

- 平成27年9月18日まで  
業務時間中に提出をお願いします。

#### ●応募方法

- 履歴書(写真添付)を提出して下さい。

#### ●選考試験

- 応募複数の場合、面接等による選考試験があります。

#### ●提出先 西桂町役場

TEL 0555-25-2121

# 農地転用には許可が必要です。

農地は、昔から多くの人々が苦労して築き上げてきた地域の貴重な資源です。一度農地以外のものに利用されると、もとに戻すことが困難であることから将来にわたって農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を図ることからも適切な農地の転用が行われることが必要です。

## 農地とは

「耕作の目的に供される土地」をいいます。現に耕作されている土地はもちろん、耕作されていなくても、耕作しようとすればいつでも耕作が可能となる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれます。

## 農地転用とは

農地を宅地、工場用地、駐車場、道路等の農地以外のものにする事をいいます。

### 農地法第4条

- ・許可が必要な場合 農地の所有者が農地を転用する場合。
- ・許可申請者 転用を行う方（農地所有者）

### 農地法第5条

- ・許可が必要な場合 農地を転用すると共に売買等の権利移動をする場合。
- ・許可申請者 売主（農地所有者）と買主（転用事業者）

なお、転用場所、転用目的等により許可できない場合があります。また、他法令の許可を要する場合もありますので、転用の計画がありましたらあらかじめ農業委員会にご相談ください。

### ○許可を受けずに無断で転用したら・・・

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

### ○手続きについて・・・

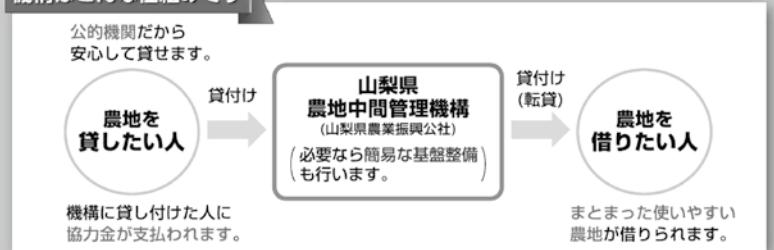
毎月15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに許可申請書に添付書類を添えて農業委員会事務局まで提出してください。

**連絡先** 西桂町農業委員会 TEL 0555-25-2121

## 農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業は、従来の農地法や農業経営基盤強化促進法による農地の貸借に加え、昨年度からスタートした新しい農地の貸借の仕組みです。

### 機構はこんな仕組みです



### ○農地中間管理事業の目的

農業ができなくなった高齢農家や農業ができない方の農地で、借り手の見込みのある農地を公的機関である山梨県農地中間管理機構（山梨県農業振興公社）が借り入れて、農業経営の規模の拡大をしたい担い手や、新規就農者等にまとめて貸し付けることで、農用地の集団化の促進や、遊休農地の有効活用などを図ります。

### ○農地中間管理事業の具体的な流れ

- ①インターネット等で農地を借りたい農業者や法人を募集。
- ②農地を借りたい農業者や法人の条件を確認。
- ③農地を貸したい人のうち、借りたい

方のニーズに合う農地の地権者から農地中間管理機構が農地を借り受け（条件の悪い農地については、必要に応じて農地の利用条件の改善を行う）

④①に応募した、農地を借りたい農業者や法人に貸し付ける。

※機構へ貸し、機構から借り手へ貸した農地は貸付期間終了後、地権者へ返還されますので安心して貸すことができます。また、地権者及び借り手の意向を確認し、継続して貸すことも可能です。

### ○農地中間管理事業の事業主体

山梨県の農地中間管理機構は、山梨県農業振興公社が県から指定され、事

業を実施しています。なお、機構事業の利便性を図るために、各市町村等が相談窓口業務などを行っております。

### ○こんな時、まずは農地中間管理機構に相談を！

#### ・農地を借りたい人

耕作地の隣接農地が遊休化しているため借りたいが、なかなか貸してくれずに困っている。

耕作地が各地に分散しているが、なんとかまとめたい。農地の規模拡大をしたい。

#### ・農地を貸したい人

高齢の方が農業経営からリタイアするとき。農地を相続したが、農業をすることができない場合。

（借り手の見込みがない農地など条件によっては、お借りできない農地がありますので、ご承知下さい。）

★「農地を貸したい」「農地を借りたい」「制度の詳細を知りたい」方は、お気軽にご相談ください。

**連絡先** 西桂町役場産業振興課

TEL 0555-25-2121

山梨県富士・東部農務事務所

TEL 0554-45-7825

山梨県農村振興課

TEL 055-223-1597

## 子育てセミナー② 『子どもの事故防止 及び救急法』

不慮の事故は、乳幼児期の死亡原因の上位になっています。事故の危険は屋外だけではなく、屋内でも化粧品等の誤飲や窒息、浴槽での溺水、転落等の危険がたくさん!!みなさんのおうちでは、大丈夫ですか?

そこで、9月9日の「救急の日」にちなんで事故防止や救急法についてセミナーを行います。当日は、託児も行いますので、お気楽にご参加ください。

**日 時:** 9月10日(木) 10時~11時30分  
※ 9時45分から受付を行います。

**講 師:** 富士五湖消防署 消防士

**場 所:** いきいき健康福祉センター 2F

**参加費:** 無料

**申込先:** いきいき健康福祉センター 保健係

### サックスとピアノのコンサート開催(無料) 「小学生とともに音楽を楽しみましょう」

**日 時:** 平成27年10月23日(金)  
10時開場 10:30分開演  
**会 場:** 西桂小学校体育館  
**出演者:** JoyfulJokars(ジョイフルジョーカーズ)  
アルトサックス 吉澤美樹  
ピアノ 大塚多香  
**主 催:** 西桂子育てを支援する会  
**協賛:** 西桂町・西桂教育委員会

8月4日(火)いきいき健康福祉センターにおきまして、西桂町献血推進協議会及び三ツ峠ライオンズクラブ主催による献血が実施されました。

当日は、食生活改善推進員による貧血予防の食事の提供などもありました。

暑い中、住民の方や近隣事業所の皆様をはじめ108名の方にお越し頂き、内92名の方に献血をして頂きました。

沢山のご協力に山梨県赤十字血液センター職員の方も大変感謝しております。次回は、12月1日(火)に実施致しますので、変わらぬご協力をお願い致します。



**献血へのご協力ありがとうございました**

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証について

所得区分が低所得者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより入院時の食事代が軽減されます。該当となる方は申請が必要です。で、税務住民課窓口にて手続きをし、受診の際は必ず医療機関に提示してください。

なお、低所得であるかどうかの確認は住民係までお問合せください。



## ヴァンフォーレ甲府マスコットヴァンくん西桂保育所へ

2015年度ホームタウンサンクスデー実施に関連して、ヴァンフォーレ甲府マスコットヴァンくんが、西桂保育所に遊びに来てくれました。

まずは、平井コーチによる、紙芝居で、朝ごはんを吃ることの大切さを教えてくださいました。

次に、ヴァンくん体操をみんなで元気いっぱいに行いました。

みんな日ごろ体操を練習しているようで、本当に上手に楽ししく元気いっぱいに体を動かしました。



最後に、平井コーチによる、サッカーボールを使って、“だるまさんころんだ”や“たけのこ星人”(コーン)を倒すゲームをしました。

子供たちの笑顔が本当にいきいきとし、たくさんのおともだちがヴァンくんと楽しい時間をすごせました。

ヴァンくん、来年も西桂保育所へ来てくださいね!

## 国民年金のお知らせ

**(国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう!)**

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納めましょう。(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。)

**国民年金保険料の納付が困難なときは**

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場・国民年金窓口で手続きを行ってください。

**納付が困難なときは…****30歳未満の方は…****学生の方は…****保険料免除制度****若年者納付猶予制度****学生納付特例制度**

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

本人が学生で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

**お問い合わせ先****税務住民課 国民年金担当****【国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで】**

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「**国民年金保険料専用ダイヤル（0570-011-050）** または**大月年金事務所（0554-22-3811）** へお問い合わせください。

## 青少年育成西桂町民会議

北杜市オオムラサキセンター・  
県立まきば公園体験学習

青少年育成西桂町民会議夏休み体験学習を7月28日（火）・8月4日（火）の2日間行い、小学校低学年及び高学年の58名の児童にご参加いただきました。

今年は自然学習をテーマとし昆虫や動物そして自然・里山環境について学んできました。

北杜市オオムラサキセンターでは、国蝶オオムラサキの生態について学び、生態観察施設において実際にオオムラサキの卵や幼虫～成虫についてガイドの説明を受け観察しました。



また、体験工房において子供達の自由なデザインでバードコールを作成しました。

県立まきば公園では広大な牧場の中で大いに体を動かし、ヤギや羊などとふれあい、興味の眼差しと、楽しそうな笑い声が上がっていました。

子供達が自然を学ぶにあたり熱意と観察力の高さに驚きました。今回の体験学習が子供達にとって自然を愛する気持ちや自然環境について、さらに興味を深めていただければと思います。



## 収集できないもの

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

**時間** 平成27年9月6日（日）  
**場所** 下暮地尾尻町有地  
**午前9時から12時**  
**午後1時から3時**

## 注意事項

家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、テレビ、衣類乾燥機）は、町では収集いたしません。買替えなどで不用となつた製品の処理は販売店（購入した店）に依頼してください。

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

## 粗大ゴミ収集のお知らせ

搬入できないものについてはお持ち帰りいただきましては有料になりますので、代金を忘れずに持参してください。

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

お問い合わせ先 産業振興課 環境係

## 災害時要援護者名簿への登録及び 関係機関に対する情報提供の同意について (ご協力)

日頃より、町行政及び福祉に対し、多大なご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、地球環境の様々な変化に基づき、

私たちの日常生活は災害に対する不安や恐怖から解放されることは決してありません。災害と言えば、大震災等を想像しますが、今や気象状況の変化は今年2月

に降った観測史上ない大雪や大雨等をもたらし、今までに経験したことない様々な災害が容赦なく押し寄せてきます。今後、起ることが心配される富士山の噴火もその一つでしょ

う。そのような時、町民一人一人の尊い命を無駄にすることはできません。災害時に想定される避難の支援が必要とされる要援護者へ要とされる要援護者の避難誘導及び避難支援を考慮し、いざ災害が起きたとき災害による犠牲者を最小限に止めるためにも、要援護者名簿へ登録し、本人同意のもと平時より要援護者の情報を身近な区、消防、行政及び支援団体共有し、支援策

を検討していく必要があります。

次のような対象者で、災害時自力での非難が困難と思われる方は、西桂町いき健康福祉センター内福祉保健課に申込書がありますので、ご家族の方と相談の上、申込をお願い申し上げます。

### 【問い合わせ先】

西桂町いき健康

福祉センター内

福祉保健課 福祉係

TEL 0555-125-4000

### 【要援護者名簿対象者】

- (1) 一人暮らしの高齢者 (75歳以上)
- (2) 寝たきりなど要介護4及び5の高齢者 (65歳以上)
- (3) 認知症の高齢者
- (4) 高齢者のみの世帯 (75歳以上)
- (5) 身体障害(児)者 (身体障害者手帳3級以上)
- (6) 知的障害(児)者 (療育手帳A判定)
- (7) 精神障害者 (精神障害手帳1級の者)
- (8) 難病患者
- (9) 人工透析患者
- (10) 妊産婦・乳幼児
- (11) 外国人
- (12) その他災害時に支援が必要な人



### 「子育てについて一緒にお話ししませんか？」

**日時**：平成27年9月27日（日）「何でも話せる親子関係」  
午前10時30～12時

**会場**：ぴゅあ富士 団体連絡室

**定員**：25名 託児あり（要予約）

**申込み・お問い合わせ** ぴゅあ富士 TEL0554-45-1666

### 山梨赤十字病院常勤医師着任のお知らせ

7月から2名の医師が着任しました。

#### 小児科



深尾 俊宣 (ふかおとしみち)

#### 耳鼻咽喉科



藤居 直和 (ふじいなおかず)

# スマート国勢調査!

全国一斉インターネット回答をスタートします!



\ 5年に1度の大調査!! /

## 国勢調査が、進化しました!

今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます!

いつでもどこでも、便利に回答。  
パソコン、タブレット、スマートフォンでの回答を可能に!!

インターネット回答

インターネット回答がなかった  
世帯には調査員が調査票をお配りいたします!!

調査票での回答



9月10日～20日

10月1日～7日

9月10日～9月12日

インターネット回答用IDを配布

9月10日～9月20日

インターネット回答

9月26日～9月30日

調査票を配布

10月1日～10月7日

調査票提出

回答いただいた情報は厳重に保護されます。国勢調査は「統計法」で厳格な秘密保護が定められています。回答いただいた内容は統計以外の目的に使用することはありません。

9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類(IDとパスワード)をお配りしますので、ぜひインターネットでの回答をお願いします。

**国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。**

調査結果は、福祉施策や防災計画、生活環境の改善はじめとした日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画づくりなどに役立てられます。  
マンションなどの集合住宅にお住まいの方、管理者の方におかれましても調査への回答、ご協力をお願いいたします。

## 行政書士無料相談

### 全国一斉 「高齢者・障害者的人権あんしん相談」 強化週間について

**目的**：高齢者や障害者に対する暴行・虐待をめぐる様々な人権問題の解決に向けた取組を強化する。

**期間**：平成27年9月7日（月）から  
9月13日（日）

**時間**：午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土日は午前10時から午後5時まで

**相談担当者**：  
甲府地方法務局職員  
山梨県人権擁護委員連合会人権擁護委員

相談の秘密は厳守します。

電話番号 0570-003-110 (全国共通)

### お問い合わせ

山梨県行政書士会  
TEL 0555-237-2601

- ・遺産相続・農地利用・成年後見
- ・契約書作成・各種法人設立等
- ・予約不要
- ・相談は無料

### お問い合わせ

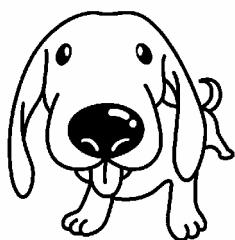
TEL  
0555-23-5155

- |    |                      |
|----|----------------------|
| 内容 | .. 模擬店・バザー・学園紹介ほか    |
| 場所 | .. 富士聖ヨハネ学園          |
| 日時 | .. 平成27年9月27日（日）雨天決行 |

第39回ヨハネ祭開催について  
「おいでよここに!  
みんなのヨハネ祭」を  
テーマに開催します。

## 平成27年度 山梨県動物愛護デー の開催について

動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的として、山梨県動物愛護デーを実施します。



### 問合せ

山梨県福祉保健部衛生業務課  
電話 055-223-1489  
山梨県動物愛護指導センター  
電話 055-273-5034

### 主催

山梨県、(公社)山梨県  
獣医師会

### 場所

アイメッセ山梨  
平成26年度動物愛護図  
画コンクール表彰式、  
ミュージカル、犬猫飼  
い方相談、犬猫無料健  
康診断等

### 日時

平成27年9月27日(日)  
午前10時～午後3時

### ○日時

平成27年9月5日(土)  
午前10時～午後3時  
(雨天決行)

### ○場所

峡東浄化センター  
(笛吹市石和町東油川417)  
※駐車場あり

### ○問い合わせ先

055-263-2738

### ○催し物

- 下水道施設見学会、下水道探検ツアーア
- ミニ下水道展(下水道管T)

## 下水道まつりのお知らせ



## 忍野八海の信仰を紐解く 歴史植物散歩講座

富士吉田市文化祭参加行事として歴史植物散歩講座を計画しました。郡内地域の皆様方、ふるってご参加くださいますようご案内申し上げます。毎回応募者が多く早めに締切っています。早めの申し込みよろしくお願ひ申し上げます。



- 日 時 平成27年10月25日(日)  
受付時刻8:15～
- 集合場所 富士吉田道の駅入口東駐車場
- 参加費用 保険・その他 200円  
(底抜池の入場料は含まない)
- 申込み連絡先  
定員25名・すその路郷土研究会  
天野安夫 080-1106-3502

## 「屋外広告の日」 です。

Vカメラ調査機等の展示)、  
水質実験

- ・ファーファ、エコバック作り、  
魚のつかみどりなどのイベ  
ント
- ・来場記念特製パン、などの  
無料配布
- ・おたのしみ抽選会、来場記  
念品プレゼントなど

※雨天時には、一部の催し物  
が中止となる場合があります。  
普段皆さんが屋外に設置し  
ている広告看板等は、商業活  
動をアピールするのにとても  
大切なが、無秩序な設置は  
街並みや自然景観を乱す原因  
にもなりかねません。

また、今年2月に札幌市内  
で看板の一部が落下し、歩行  
者に直撃する重篤な事故が発  
生しました。このような事故  
が起きた場合、会社やお店の  
信用を失うだけでなく、とき

には大きな賠償責任を問われ  
ることになります。日頃の点検や必要な補修な  
どを行うとともに、ルールに  
沿った良好な屋外広告物の表  
示に皆さんのご理解とご協力  
をお願いいたします。  
詳しくは山梨県のホームページ  
をご覧ください。

### △問い合わせ先

「山梨 屋外広告」で検索で  
きます。

富士・東部建設事務所  
吉田支所  
富士北麓景観対策課  
TEL  
0555-24-9049

# 行事予定・人のうごき



7月届出

下暮地	上	柿	倉	（	渡	お	お
町	上	町	園	佐	野	し	め
新	小	梅	大	部	文	あ	わ
田	林	原	川	礼	倉	い	せ
ときわ	四津子	嶋	村	佳	見	き	に
章	勲	公		富士河口湖町		い	（婚
榮作	徹	裕				き	姻）
親族	克己					い	

おくやみ（死亡）

下暮地	上	柿	倉	（	渡	お	お
町	上	町	園	佐	野	し	め
脇	脇	奈	渡	部	文	あ	わ
坂	坂	良	邊	礼	倉	い	せ
達	達	琉	海	佳	見	き	に
磨	磨	翔	と	富士河口湖町		い	（
美嗣	翔	翔	と			き	婚
将也	翔	翔	と			い	姻）
敏和	翔	翔	と			い	
保護者	翔	翔	と			い	

慶  
弔

## 9月・10月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
<b>9月の納税</b> ●国民健康保険税 3期 ●介護保険料 3期 ●後期高齢者医療保険料 3期		<b>9月</b> <b>1</b>		<b>2</b>	<b>3</b> ●母子相談・母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター) ●子育て教室③ am10:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>4</b> ●アクティブラス pm8:00～9:30 (いきいき健康福祉センター)
<b>6</b> ●粗大ごみ収集 am9:00～12:00 pm1:00～3:00 (尾尻町有地)	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b> ●ふれあい健康相談 am10:00～12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	<b>10</b> ●子育てセミナー② 「事故防止と救急法」 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>11</b> ●アクティブラス pm8:00～9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>12</b> ●中学校蛍水祭 (文化の部)
<b>13</b> ●中学校蛍水祭 (体育の部)	<b>14</b>	<b>15</b> ●行政相談 pm1:30～3:00 (役場)	<b>16</b>	<b>17</b> ●母子相談・母子手帳交付 am9:00～12:00 (いきいき健康福祉センター)	<b>18</b> ●アクティブラス pm8:00～9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>19</b> ●小学校秋季大運動会
		➡ 特定健診及びがん検診(11月8日・16日実施)申込み期間(いきいき健康福祉センター) ➡				
<b>20</b> 敬老の日	<b>21</b> 国民の休日	<b>22</b> 秋分の日	<b>23</b>	<b>24</b>	<b>25</b> ●アクティブラス pm8:00～9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>26</b> ●中学校図書館一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00 ●ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:30 (小学校体育館2F多目的室)
<b>27</b>	<b>28</b> ●5歳児健康相談 pm3:30～ (いきいき健康福祉センター)	<b>29</b>	<b>30</b> ●乳児健診 pm1:15～ (いきいき健康福祉センター)	<b>10月</b> <b>1</b>	<b>2</b> ●アクティブラス pm8:00～9:30 (いきいき健康福祉センター)	<b>3</b> ●保育所運動会 ●ランラン教室 am9:00～11:00 pm1:00～3:30 (小学校体育館2F多目的室)
<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015  
E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

## 保育所

## ●7/14(火) 防火教室

ミニポンプ車けし丸号や救急車の試乗体験をしました。年長児は、消防士さんの防火服を身に着けて消火体験をし、小さな子ども達は、火事にならない為の大切な約束事などビデオ鑑賞を通して学ぶ事ができました。

消防士さん的大変さや火事の怖さを知り日頃の心がけの大切さを感じることのできた子ども達です。



## 児童館

## ●7/11(土) ミニ四駆大会

小学校体育館 2F 多目的室にて行ないました。今回の参加者にはミニ四駆のプレゼントがあり、説明を受けながら組み立てをし、コースで走らせてレースをしました。家から持参の愛車も走らせマシンの調整を行

なったり…お父さん方の参加もあり親子で楽しむ事ができました。ご協力ありがとうございました。



## ☆ランラン教室☆

9/5・26 (土) 午前9時～11時  
午後1時30分～3時30分  
都合のいい時間に来てください。  
小学校体育館 2F 多目的室

- アナと雪の女王を見ながら英語の歌の聞き取り
- 科学実験で冷却パック作り ●神話の登場人物の折り紙 ●漢字の「へんとつくり」で遊ぶなど  
…7月はちょっとホットする時間を大学生が考えてくれました。色々な問題にも大学生が真剣に取り組んでくれますので、お待ちしています。

## ●8/1(土) ランラン教室



## ●7/16(木) 母親クラブ

7月はみんなでかき氷を作って、フルーツや白玉をのせて、楽しくたべました。

9/17(木) みんなでピクニック！恩賜林公園へ行こうと思います。雨天時はいきいき福祉センターにて運動をします。





## 子育て支援センターより

### 9月の行事予定

子育てをしている誰でもご利用出来ます!!  
いつでも気軽に遊びに来てください♪

#### 開館時間

平日 AM10:00 ~ PM3:00  
TEL 0555-25-3255  
(内線: 子育て支援センター)  
西桂保育所内併設



### リトミック遊び

9月1日(火)

時間: 10:30 ~ 11:00  
場所: 子育て支援センター  
親子で音楽に親しみ楽し  
みましょう!!

### 土曜開放日

9月5日(土)

時間: 10:00 ~ 11:45  
場所: 子育て支援センター  
※天候によって変更になる事  
もありますが室内開放は、  
しておりますのでいつでも  
遊びに来て下さい。

### お話の会

9月14日(月)

時間: 10:15 ~  
場所: 子育て支援センター  
スタッフが読み聞かせを行  
います。その後は、親子で読書  
タイム♪

### 川辺修一先生の『子育て教室』 第3回目

9月3日(木)



日時: 10:00 ~  
場所: いきいき福祉センター 2階 機能訓練室

#### 今回のテーマ 『親離れのプロセス』です!!

1日限定3組までの18歳以下の子育てをされている方どなたでも個別相談できます!!  
費用は、無料となっております。希望される方は声をかけて下さい。

※要事前予約・託児有り

### 今月の製作遊び

9月7日(月)~  
11日(金)

場所: 子育て支援センター

簡単な製作遊びです。親子で  
楽しみましょう!!  
開館時間でしたらいつでもで  
きますので気軽に声をかけて  
ください。

### 赤ちゃんの日

9月8日(火)

時 間: AM 10:30 ~  
場 所: いきいき福祉センター 2階  
対象児: 1歳前後のお子さんとその保護者

毎月第2火曜日は、小さな赤ちゃんも安  
心して過ごせる日を設け、ゆったりお母さ  
ん同士おしゃべりを楽しんだり、保健師の  
専門的なお話しを聞いたりと楽しく過ご  
しましょう!!

### ほっぺちゃん広場

9月25日(金)

時間: 10:30 ~ 12:00  
場所: いきいき福祉センター 2階機能訓練室

親子で音楽に合わせ体操をしたりパラバルーンを  
したりして楽しみましょう!!  
※人数の把握の為、事前申し込みお願い致します。

### 赤ちゃん広場

9月29日(火)

時 間: 10:00 ~ 12:00  
場 所: いきいき福祉センター 2階  
対象児: 1歳前後のお子さん

毎月第4火曜日を予定しています。是非遊びに来て下さい。

☆ 18日(金)午前中 保育所運動会リハーサルの為、休館させて頂きます。ご協力お願い致します。

# フォトニュース

ヴァンくん 来所

保育所



## 引渡し訓練



泥んこ遊び

## 支援センター



プール遊び

